

令和8年第2回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	令和8年3月3日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和8年3月13日 午前9時00分				議長 井上 敏文
	閉 会	令和8年3月13日 午前9時40分				
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名	1	酒 井 明 子	○	6	土 渕 茂 勝	○
○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	2	古 賀 里 美	○	7	池 田 和 幸	○
	3	田 村 康	○	8	西 原 好 文	○
	4	江 頭 義 彦	○	9	田 中 宏 之	○
	5	三 苫 紀 美 子	○	10	井 上 敏 文	○
会議録署名議員	1 番	酒 井 明 子	2 番	古 賀 里 美	3 番	田 村 康
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	健康福祉課長	松 田 佳 世 子	○
	副 町 長	山 下 宗 人	○	地域づくり課長	宮 本 大 樹	○
	教 育 長	牟 田 久 俊	○	農業委員会事務局長	本 村 健 一 郎	○
	総務政策課長	山 中 博 代	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	町民生活課長	吉 原 和 彦	○	こども教育課長	坂 元 弘 睦	○
	町民生活課参事	武 富 和 隆	○			
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	大 島 浩 二				
	書 記	百 武 久 美 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和 8 年 3 月 13 日

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 議案第 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する
条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 4 号 江北町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 5 号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 6 号 江北町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正す
る条例
- 日程第 6 議案第 7 号 江北町幼児教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 7 議案第 8 号 江北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条
例
- 日程第 8 議案第 9 号 社会教育施設等の設置及び管理に関する関係条例の整理に関す
る条例
- 日程第 9 議案第 10 号 佐賀のへそ・ふれあい交流センター及び江北町保健センターの
使用料に関する条例及び江北町さわやかスポーツセンター設置
条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 11 号 江北町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 11 議案第 12 号 ネイブル空調設備設置工事変更請負契約の締結について
- 日程第 12 議案第 13 号 町道花祭村内線道路災害復旧工事に関する契約の締結について
- 日程第 13 議案第 14 号 財産の無償貸付について
- 日程第 14 議案第 15 号 令和 7 年度江北町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 15 議案第 16 号 令和 7 年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補
正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 17 号 令和 7 年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 17 議案第 18 号 令和 7 年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 19 号 令和 7 年度江北町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

- 日程第19 議案第20号 令和8年度江北町一般会計予算
- 日程第20 議案第21号 令和8年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算
- 日程第21 議案第22号 令和8年度江北町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第23号 令和8年度江北町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第24号 令和8年度江北町下水道事業会計予算
- 日程第24 議案第25号 江北町集会所、江北町町民研修施設、江北町生活館、江北町上区活性化センター及び江北町農家高齢者創作活動施設の指定管理者の指定について

午前9時 開議

○井上敏文議長

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和8年第2回江北町議会定例会会期11日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は委員長報告、討論、採決となっております。

日程第1 委員長報告

○井上敏文議長

日程第1. 委員長報告を議題といたします。

会期3日目に各委員会に付託いたしました議件に関し、各委員長及び副委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員会、池田委員長、次に、産業厚生常任委員会、土淵茂勝委員長、次に、予算特別委員会、土淵茂勝委員長、報告をお願いします。

それでは、まず最初に、総務文教常任委員会、池田委員長、よろしく願いいたします。

○池田和幸総務常任委員長

皆さんおはようございます。それでは、委員長報告を行います。

今期3月議会定例会、会期3日目の3月5日、私たち総務文教常任委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例等の一部を改正する条例、議案第4号 江北町行政手続条例の一部を改正する条例、議案

第7号 江北町幼児教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号 江北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例、議案第9号 社会教育施設等の設置及び管理に関する関係条例の整理に関する条例、議案第10号 佐賀のへそ・ふれあい交流センター及び江北町保健センターの使用料に関する条例及び江北町さわやかスポーツセンター設置条例の一部を改正する条例、議案第11号 江北町過疎地域持続的発展計画の変更について、議案第12号 ネイブル空調設備設置工事変更請負契約の締結について、議案第14号 財産の無償貸付について、議案第15号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第9号）歳入全部歳出のうち、款1. 議会費、款2. 総務費のうち議会事務局、総務政策課、町民生活課所管、款3. 民生費のうち町民生活課所管及びこども教育課所管、款4. 衛生費のうち町民生活課所管、款6. 農林水産業費のうち町民生活課所管、款8. 土木費のうち町民生活課所管、款9. 消防費、款10. 教育費、款12. 公債費、款13. 諸支出金、議案第19号 令和7年度江北町下水道事業会計補正予算（第3号）、議案第25号 江北町集会所、江北町町民研修施設、江北町生活館、江北町上区活性化センター及び江北町農家高齢者創作活動施設の指定管理者の指定について。

以上の付託事件について、3月11日、12日の2日間、全委員出席の下、執行部から各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、全議案とも原案どおり異議なく全員賛成で可決すべきものと決しました。

しかし、審議中、次のような意見がありました。

まず、議案第11号 江北町過疎地域持続的発展計画の変更については、総務文教常任委員会に付託となった議案でしたが、計画内容の一部について地域づくり課に確認をする必要があり、委員会への出席を求め、審議を行いました。今後はこういったことがないよう、議会審議の前に計画の内容について、全議員に対し、詳細な説明の場を設けていただきたいと思います。

次に、議案第25号 江北町集会所等の指定管理者の指定に関連して、各地区の集会所等は、施設の状態に差があるため、補修、点検等について配慮していただきたいという意見が出ました。

委員会2日目の12日、関係課の職員とともに江北クリーンセンター、ふれあい交流センターネイブルの2か所を視察しました。

まず、江北クリーンセンターを視察しました。

この施設は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的として、平成7年度に整備された終末処理場です。

令和8年度当初予算には、公共下水道施設ストックマネジメント事業として1億2,360万円が計上されており、汚泥脱水機の改築工事等が予定されています。

ちょっとモニターをお願いします。

(パワーポイントを使用) 初めて行かれた議員さんもいらっしゃったんですけど、江北クリーンセンターの入り口に掲示されたフローシートの図面です。できれば、職員の方も行ったことがない人はクリーンセンターにぜひ行っていただきたいと思います。

次に、これは内部の様相です。いろいろ天井まで張り巡らされた器具が設置してありました。

今後も、下水道施設(ストック)全体を長期的な視点で適正かつ効率的に管理するため、計画的な点検、修繕等を実施していただきたいと思います。

次に、ふれあい交流センターネイブル、多目的ホールの空調設備設置工事の進捗状況を確認しました。

今議会中、室外機の騒音を懸念する声があったため、視察時に空調を稼働させ、音を確認しましたが、問題ないと判断しました。

モニターをお願いします。

(パワーポイントを使用) これが室外機、3基と4基と2つに分かれています。これは3基の部分です。

この3基と4基の西側に民家が3軒ありまして、その近さが10メートル以内だったもので、騒音について、こちらでも実際、耳を傾けましたが、そこまで被害等は感じられませんでした。

戻してください。

また、ホール内で空調を稼働させた状況を確認しました。風が出ないため、卓球やバドミントン等の球技種目でも、風の影響を受けず利用できる環境であることを確認しました。今後、利用者にとって快適な施設になるのではないかと期待しております。

モニターをお願いします。

(パワーポイントを使用) これが空調の下のほうについている分です。次が、上のほうにダクトが天井に赤い線がある上ダクトが通っております。こういう具合に、非常に目立た

ないように造ってあるかなと思います。中でたまたまミニテニスをされた方々がいらっ
しゃいましたけれども、非常に快適にできると、運動関係はある程度、汗が出るような環境
でありますけど、冷房に関しては、今後また見守っていかないといけないと思います。先ほ
ど言いましたとおり、期待できる施設になるんじゃないかと思っております。

以上、委員長報告を終わります。

○井上敏文議長

次に、産業厚生常任委員会、土渕茂勝委員長、報告願います。

○土渕茂勝産業厚生常任委員長

おはようございます。産業厚生常任委員長報告を行います。

今期3月議会定例会、会期3日目の3月5日、私たち産業厚生常任委員会に付託になりま
した諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第5号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第6号 江
北町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、議案第13号 町道花祭
村内線道路災害復旧工事に関する契約の締結について、議案第15号 令和7年度江北町一般
会計補正予算（第9号）の歳出のうち、款2. 総務費のうち地域づくり課所管、款3. 民生
費のうち健康福祉課所管、款4. 衛生費のうち健康福祉課所管、款6. 農林水産業費、款8.
土木費、款11. 災害復旧費、議案第16号 令和7年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事
業特別会計補正予算（第2号）、議案第17号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第4号）、議案第18号 令和7年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
2号）。

以上の付託事件について、3月11日、12日の2日間にわたり全委員出席の下、執行部から
関係職員の出席を求め、詳細なる説明を受けました。付託された議件については、質疑応答
を経て慎重に審査した結果、全議案とも原案どおり異議なく出席委員全員賛成で可決すべき
ものと決しました。

なお、一般会計補正予算審議において、空き家対策に関する意見がありました。町は、空
き家が放置されていることを防止する手段の一つとして、町が定める要件を満たす場合に、
寄附の申出を受け付けることとされています。その要件の一つに、寄附後の維持管理につい
て、10年以上は地域で有効活用ができることという規定がありますが、10年経過後、地域で
の維持管理が困難となり、結果として町がその土地や建物の維持管理を行う事態になるので

はないかとの意見がありました。今後、空き家等の寄附申出については、地域において継続的な維持管理ができるのか十分に見極め、慎重な対応をお願いいたします。

委員会 2 日目、12日には、当委員会に付託された議案及び関連した議件について午後 9 時 30分から所管課職員とともに現地視察を行いました。

まず最初に、総務文教常任委員会と合同で、令和 8 年度に工事が予定されている江北クリーンセンターを視察しました。

次に、城ノ井、朽木排水機場を視察し、各排水機場に安全対策のため設置された防護柵の現状を確認いたしました。いずれの施設も適切な対策工事が実施されていることを確認いたしました。

写真を見てください。

(パワーポイントを使用) これは、最初は城ノ井排水機場ですね。施設をぐるっと囲むような形で防護柵が配置されて、作業をする上で、これがなかった場合にこの用水路に落ちる可能性があるということで、設置がされて安全が保証されているなどということを感じました。

朽木排水機場も同じですね。ただ、朽木排水機場において、防護柵付近の地面の一部に破損し、穴が開いている箇所がありました。担当課において、修復を検討していただくようお願いをいたします。

その後、令和 8 年度に漏水修繕、タンク周辺整備が予定されている宮原ため池掛り P C タンクの現状を確認いたしました。

現地では、地元関係者の方からお話を伺いました。漏水箇所や地割れ、タンクの日常管理についてやタンク上部の茂った木々の伐採についてなど、様々な問題が提起されました。担当課職員とともに、長時間にわたり地元の方から意見を伺うことができました。今後、地元からの意見を整理し、要望を実現できるよう取組をお願いしたいと思います。

山の中腹といったほうがいいですね、非常にがけが厳しいところに大きなタンクがありますけど、その上のほうに木が茂っていて、落ち葉なんかが入って大変困っているというお話もされました。

続いて、町道花祭村内線道路災害復旧工事が予定されている箇所を視察しました。この箇所は、令和 3 年 8 月豪雨により被災し、昨年ようやく災害認定を受け、工事が開始されることになりました。工期は、令和 10 年 3 月 31 日までの約 2 年、工事請負費は 5 億 6, 430 万円にも上る大規模な工事であるため、今後、適切に進捗状況を管理し、事業を進めていただきました

いと思います。

以上、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○井上敏文議長

それでは、産業厚生常任委員会の報告が終わりましたので、引き続き予算特別委員会、土淵茂勝委員長、報告願います。

○土淵茂勝予算特別委員長

それでは、引き続き予算特別委員会委員長報告を行います。

今期3月議会定例会、会期3日目の3月5日、私たち予算特別委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第20号 令和8年度江北町一般会計予算。

以上の付託事件について、3月6日、9日の2日間にわたり、全委員出席の下、執行部から各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、原案どおり異議なく全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○井上敏文議長

続きまして、予算特別委員会江頭義彦副委員長、報告願います。

○江頭義彦予算特別副委員長

予算特別委員会副委員長報告をいたします。

今期3月議会定例会、会期3日目の3月5日、私たち予算特別委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第21号 令和8年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算、議案第22号 令和8年度江北町国民健康保険事業特別会計予算、議案第23号 令和8年度江北町後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号 令和8年度江北町下水道事業会計予算。

以上の付託事件について、3月10日に全委員出席の下、執行部から各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、議案第21号、議案第24号は原案どおり異議なく全員賛成で可決すべきもの、また、議案第22号、23号につきましては賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、副委員長報告を終わります。

○井上敏文議長

以上、委員長及び副委員長からの審査報告は終わりましたので、委員長報告に対する質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、本日の議事日程により、逐次、討論、採決をいたします。

日程第2 議案第3号

○井上敏文議長

日程第2. 議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例等の一部を改正する条例は原案どおり可決と決しました。

日程第3 議案第4号

○井上敏文議長

日程第3. 議案第4号 江北町行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第4号 江北町行政手続条例の一部を改正する条例は原案どおり可決と決しました。

日程第4 議案第5号

○井上敏文議長

日程第4. 議案第5号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立多数であります。よって、議案第5号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案どおり可決と決しました。

日程第5 議案第6号

○井上敏文議長

日程第5. 議案第6号 江北町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第6号 江北町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決と決しました。

日程第6 議案第7号

○井上敏文議長

日程第6. 議案第7号 江北町幼児教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第7号 江北町幼児教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決と決しました。

日程第7 議案第8号

○井上敏文議長

日程第7. 議案第8号 江北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第8号 江北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は原案どおり可決と決しました。

日程第8 議案第9号

○井上敏文議長

日程第8. 議案第9号 社会教育施設等の設置及び管理に関する関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第9号 社会教育施設等の設置及び管理に関する関係条例の整理に関する条例は原案どおり可決と決しました。

日程第9 議案第10号

○井上敏文議長

日程第9. 議案第10号 佐賀のへそ・ふれあい交流センター及び江北町保健センターの使用料に関する条例及び江北町さわやかスポーツセンター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第10号 佐賀のへそ・ふれあい交流センター及び江北町保健センターの使用料に関する条例及び江北町さわやかスポーツセンター設置条例の一部を改正する条例は原案どおり可決と決しました。

日程第10 議案第11号

○井上敏文議長

日程第10. 議案第11号 江北町過疎計画持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第11号 江北町過疎地域持続的発展計画の変更については、原案どおり可決と決しました。

日程第11 議案第12号

○井上敏文議長

日程第11. 議案第12号 ネイブル空調設備設置工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第12号 ネイブル空調設備設置工事変更請負契約の締結については原案どおり可決と決しました。

日程第12 議案第13号

○井上敏文議長

日程第12. 議案第13号 町道花祭村内線道路災害復旧工事に関する契約の締結についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第13号 町道花祭村内線道路災害復旧工事に関する契約の締結については原案どおり可決と決しました。

日程第13 議案第14号

○井上敏文議長

日程第13. 議案第14号 財産の無償貸付についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第14号 財産の無償貸付については原案どおり可決と決しました。

日程第14 議案第15号

○井上敏文議長

日程第14. 議案第15号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第15号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第9号）は原案どおり可決と決しました。

日程第15 議案第16号

○井上敏文議長

日程第15. 議案第16号 令和7年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第16号 令和7年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第2号）は原案どおり可決と決しました。

日程第16 議案第17号

○井上敏文議長

日程第16. 議案第17号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第17号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は原案どおり可決と決しました。

日程第17 議案第18号

○井上敏文議長

日程第17. 議案第18号 令和7年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第18号 令和7年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案どおり可決と決しました。

日程第18 議案第19号

○井上敏文議長

日程第18. 議案第19号 令和7年度江北町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第19号 令和7年度江北町下水道事業会計補正予算（第3号）は原案どおり可決と決しました。

日程第19 議案第20号

○井上敏文議長

日程第19. 議案第20号 令和8年度江北町一般会計予算を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第20号 令和8年度江北町一般会計予算は原案どおり可決と決しました。

日程第20 議案第21号

○井上敏文議長

日程第20. 議案第21号 令和8年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する副委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は副委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第21号 令和8年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計予算は原案どおり可決と決しました。

日程第21 議案第22号

○井上敏文議長

日程第21. 議案第22号 令和8年度江北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する副委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は副委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立多数であります。よって、議案第22号 令和8年度江北町国民健康保険事業特別会計予算は原案どおり可決と決しました。

日程第22 議案第23号

○井上敏文議長

日程第22. 議案第23号 令和8年度江北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案に対する副委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は副委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立多数であります。よって、議案第23号 令和8年度江北町後期高齢者医療特別会計予算は原案どおり可決と決しました。

日程第23 議案第24号

○井上敏文議長

日程第23. 議案第24号 令和8年度江北町下水道事業会計予算を議題といたします。

本案に対する副委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は副委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第24号 令和8年度江北町下水道事業会計予算は原案どおり可決と決しました。

日程第24 議案第25号

○井上敏文議長

日程第24. 議案第25号 江北町集会所、江北町町民研修施設、江北町生活館、江北町上区活性化センター及び江北町農家高齢者創作活動施設の指定管理の指定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第25号 江北町集会所、江北町町民研修施設、江北町生活館、江北町上区活性化センター及び江北町農家高齢者創作活動施設の指定管理者の指定については原案どおり可決と決しました。

これをもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和8年第2回江北町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、令和8年第2回江北町議会定例会を閉会いたします。

午前9時40分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年3月13日

議 長 井 上 敏 文

会議録署名議員 酒 井 明 子

会議録署名議員 古 賀 里 美

会議録署名議員 田 村 康

局 長 大 島 浩 二

書 記 百 武 久美子